

第2次河合町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2024（令和6）年3月

河 合 町

目 次

1. 背景	1
1.1 地球温暖化とは	1
1.2 地球温暖化がもたらす影響	2
1.3 地球温暖化問題に対する取組み	3
2. 基本的事項	5
2.1 計画の目的	5
2.2 計画の対象とする範囲	5
2.3 対象とする温室効果ガスの種類	6
2.4 計画期間及び見直し予定時期	7
2.5 上位計画や関連計画との位置づけ	7
3. 「温室効果ガス総排出量」の状況	8
3.1 算定範囲及び算定方法	8
3.2 温室効果ガス排出量の推移及び内訳	11
4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	15
4.1 目標設定の考え方	15
4.2 基準年度	15
4.3 数量的な目標	15
5. 目標達成に向けた取組み	18
5.1 取組みの基本方針	18
5.2 具体的な取組み内容	19
6. 計画の進捗管理の仕組み	21
6.1 推進体制	21
6.2 進捗管理	22
6.3 公表	22
巻末資料-1 用語集	1
巻末資料-2 排出係数一覧	6
巻末資料-4 主な活動に対する排出ガスの種類	6
巻末資料-3 温室効果ガス削減対策と削減効果の一例	7
巻末資料-4 地球温暖化に関する世界、国、奈良県、河合町の動向	8

1. 背景

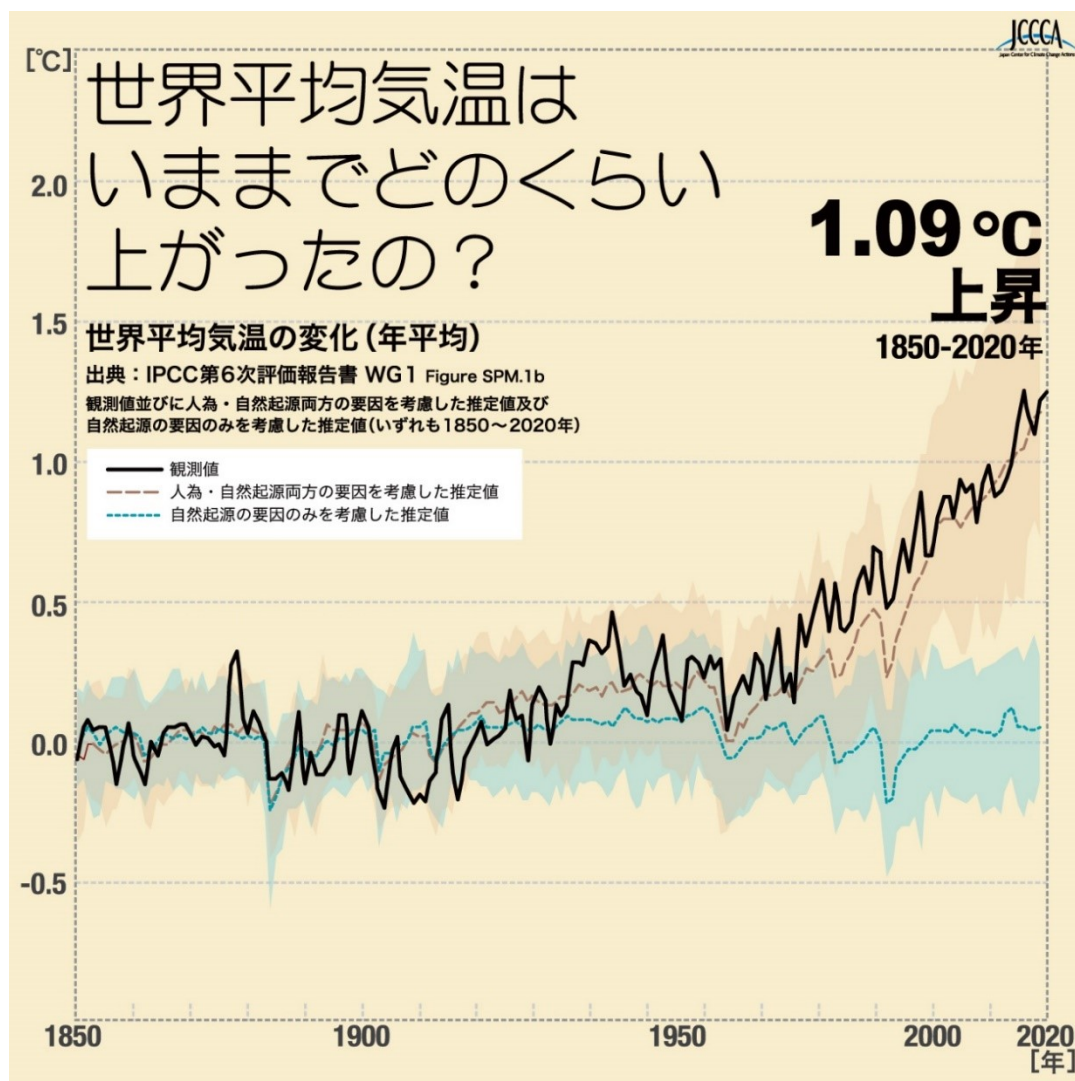
1.1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

世界の平均気温は上昇傾向にあり、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した第6次評価報告書では、世界平均気温は、1850（嘉永3）年から2020（令和2）年の間に1.09℃上昇していると示されました。

また、この報告書では地球温暖化が起きていることだけではなく、地球温暖化は人間の影響で起きているということを「疑う余地がない」と評価しており、人為起源の温暖化も考慮した推定値は、自然起源の要因のみを考慮した推定値と大きく差をつけているとしています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-1 地球の平均気温の推移

1.2 地球温暖化がもたらす影響

環境省では気候変動適応法に基づく初めての報告書として、令和2年12月17日に「気候変動影響評価報告書」を公表しました。

報告書によると、日本各地で大雨・台風・渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が顕在化していることに加え、将来においても、極端な気象現象により電力・水道・交通・通信・廃棄物処理などの様々なインフラ・ライフラインに影響が及ぶことが懸念されています。生物季節に関しては、気温上昇によりサクラの開花・満開期間が変化し、観光資源とする地域へ影響が及ぶことが予測されています。

気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。

1.3 地球温暖化問題に対する取組み

1) 国際的な取組み

気候変動に関する国際的な歩みは、1992（平成4）年5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」という。）が国連総会で採択され、同年リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」において、この条約に署名が始まったことからスタートしました。この条約の中では、大気中の温室効果ガス濃度の安定化が最終的な目標とされており、気候変動による悪影響を防止する国際的な枠組みとして定められています。

1997（平成9）年、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、先進国が温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間を初めて定めたことで、具体的な行動をとることを義務付けられ、温暖化を食い止める大きな一歩となりました。

しかし、社会情勢が変化し、「京都議定書」で温室効果ガスの削減義務のなかった発展途上国で温室効果ガスの排出量が大きくなったこと、アメリカが議定書の批准を拒否したこと、カナダが「京都議定書」からの離脱を表明したこと等が続き、日本は基準年である1990（平成2）年比で6%を削減するという目標を達成しましたが、世界的には厳しい結果で目標年度の2012（平成24）年を迎えました。

2015（平成27）年、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「京都議定書」以来の新たな法的拘束力のある国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃未満にすることを前提に、1.5℃に抑えるよう努力するとして、2000年代後半には、世界全体の人為的な温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指す長期目標を定めています。「京都議定書」では先進国のみ目標が定められていましたが、目標を達成するため「パリ協定」ではすべての国と地域が各々の事情に応じた目標を設定し、5年ごとに見直しをすることが義務付けられることとなりました。

2) 日本の取組み

1990（平成2）年の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、日本で初めて地球温暖化防止のための方針と取り組むべき施策について明示した「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。

1993（平成5）年には「気候変動枠組条約」に批准し、1998（平成10）年、前年に「京都議定書」が採択されたことを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が施行され、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることとされ、その措置に関する計画「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が義務付けられました。

2016（平成28）年には、「パリ協定」を受けて「地球温暖化対策推進法」が一部改正され、これに基づいて「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画において、温室効果ガス削減目標を、中期目標として「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減」、さらに長期目標として「2050（令和32）年までに80%の温室効果ガス削減を目指す」としています。

2018（平成 30）年、気候変動への適応を初めて法的に位置付けた「気候変動適応法」が成立し、国、地方公共団体、事業者及び国民の担うべき役割を明確化する等、気候変動への適応の総合的な推進を図るべき事項が規定され、この法に基づき「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

2021（令和 3）年には「地球温暖化対策推進法」の一部改正案が成立し、温室効果ガス削減目標が 26%から 46%に引き上げられ、さらなる温室効果ガスの削減を求められています。

3) 奈良県の取組み

「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づき、奈良県では 2001（平成 13）年に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」、2021（令和 3）年に同第 5 次計画を策定しています。

また、2021（令和 3）年度に「第 4 次奈良県エネルギービジョン」を策定しています。この中で、「脱炭素を指向し、強靱な社会の構築に向けたエネルギーのかしこい利活用」を基本理念に定め、再生可能エネルギーによる電力自給率（2020（令和 2）年度時点では 26%）を 2024（令和 6）年度までに 30%とすることを基本目標としています。

さらに、脱炭素社会の構築に向け、2050（令和 32）年の温室効果ガスの排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、豊かな「森林資源」や「自然エネルギー」を最大限活用しながら、「創エネ」、「蓄エネ」、「省エネ」の取組が相乗的に図り、持続可能な脱炭素社会の仕組みの構築を進めているところです。

4) 河合町の取組み

河合町（以下「本町」という。）では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間を計画期間として、「第 1 次河合町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）により、地球温暖化対策に取り組んできました。

また、庁舎、図書館、中央公民館（集会室）、防犯灯の LED 化整備及び公共施設の統廃合等により、電気使用量の削減による温室効果ガス排出量の削減を行ってきました。

しかし、本町の実行計画がすでに計画期間が満了していることから新たに「第 2 次河合町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定し、政府の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める「政府実行計画」の削減目標（2030 年度に 2013 年度比 50%削減）を踏まえた目標設定を目指し、より一層の温室効果ガスの排出抑制の取組みを検討するものとします。

2. 基本的事項

2.1 計画の目的

「本計画」は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づく、「地球温暖化対策計画」に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する地方公共団体実行計画です。本計画は、対象施設における省エネルギー化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入等に向けた基本的な方針を定め、その方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めるものです。

2.2 計画の対象とする範囲

本計画は、本町が行うすべての事務・事業（委託事業を除く。）及び、表3-1の対象施設に適用します。

また、それらの施設において、その管理及び運営を受託する関連団体等については、適用範囲に含まれませんが、業務委託を行う部署については、本計画を各団体等に適合するように読み替えて、職員と同様に適用するように要請するとともに、計画の運用に必要な情報等を提供し、積極的に指導するものとします。

本計画は、施設において業務に従事する職員に適用し、職員が常駐していない施設についてもできる限り環境負荷を低減するよう努めるものとします。

■地方公共団体実行計画とは

地方公共団体実行計画には、「事務事業編」と「区域施策編」があります。

本計画は、すべての地方公共団体に策定義務のある「事務事業編」であり、対象は本町のすべての組織及び施設等です。なお、「区域施策編」は中核市以上に策定義務のあるもので、本町においての策定は努力義務とされています。

項目	事務事業編	区域施策編
策 定	すべての地方公共団体	都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市 ※中核市未満は努力義務
内 容	地方公共団体自ら実施する排出削減等の措置に関する計画	自然的社会的条件に応じて、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画
取組例	・庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネルギー対策等	・再生可能エネルギー等の利用促進 ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進 ・都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 ・循環型社会の形成 等

2.3 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策推進法」第2条第3項において規定されている温室効果ガスを表2-1に示します。

このうち事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる温室効果ガスは、三ふっ化窒素を除く6種類となります（「地球温暖化対策推進法」第3条第1項）。

また、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）については、本計画の対象となる公共施設からの排出は見込まれないため、対象としません。そのため、以降の温室効果ガス総排出量に含まれる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

表2-1 「地球温暖化対策推進法」第2条第3項において規定されている温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数※1
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用、一般廃棄物の焼却、セメントの生産等	1
メタン (CH ₄)	湿地や水田の枯れた植物の分解、家畜の腸内発酵、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	灯油（家庭用機器に限る）、農林業における窒素肥料の大量使用、医療用の麻酔等	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)※2	エアコン、冷蔵庫等の冷媒、断熱材等の製造で使用する発泡剤等	12～14,800
パーフルオロカーボン(PFC)※2	パソコンやテレビ、LED 照明など身の回りの多くの電化製品に使われる半導体を製造する際の溶剤等	7,390～17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆) ※2	ガス遮断器などの電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃) ※2	半導体、液晶ディスプレイの製造、眼科領域の治療	17,200

※1 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす影響の程度を、二酸化炭素を基準として比で表したものです（「地球温暖化対策推進法」第4条）。地球温暖化係数が大きいほど、強い温室効果があることを意味します。

※2 本計画では「温室効果ガス総排出量」の算定対象外とします。

2.4 計画期間及び見直し予定時期

本計画の計画期間及び見直し予定時期を図 2-1 に示します。

本計画の計画期間は、2016(平成 28)年 5 月 13 日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に即し、計画初年度である 2024(令和 6)年度から 2030(令和 12)年度の 7 年間とします。

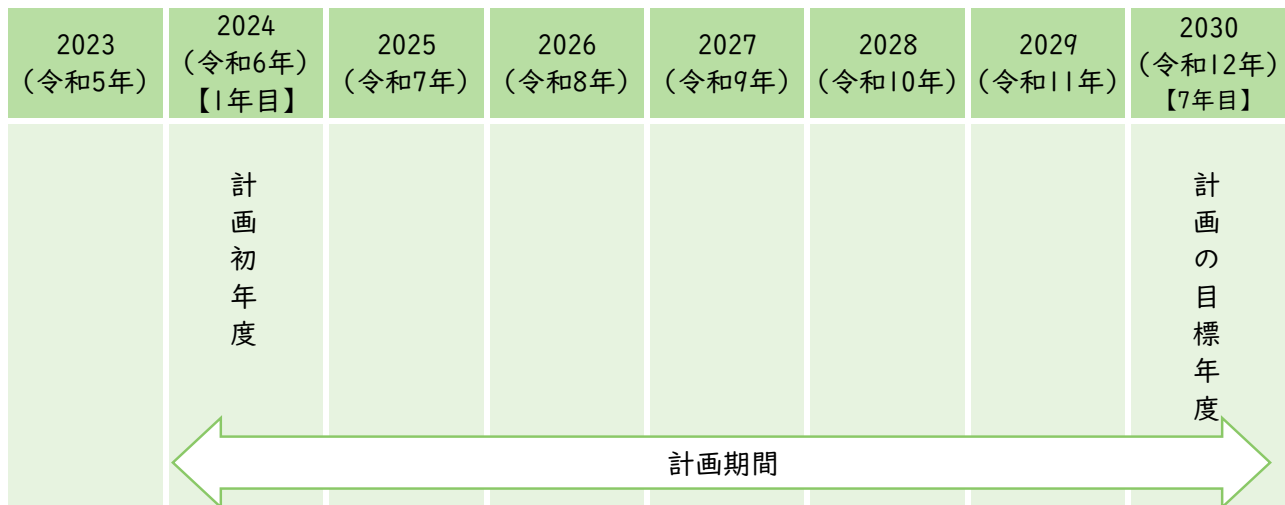


図 2-1 計画期間及び見直し予定時期

2.5 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画の位置付けを図 2-2 に示します。

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に基づき、地球温暖化防止の観点から策定するもので、関連計画と整合を図りながら、着実な温室効果ガス総排出量の削減へ向けた方針を示しつつ、その実現のための実施体制を定めるものです。

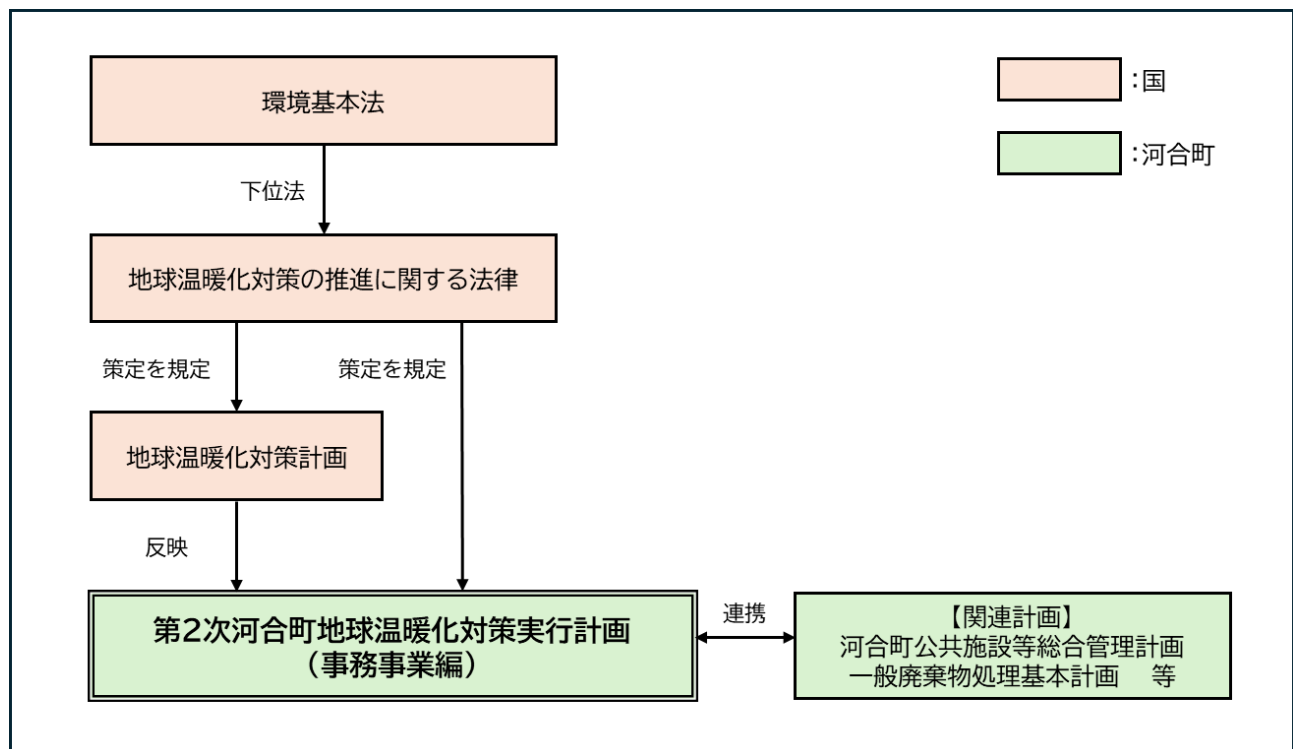


図 2-2 本計画の位置付け

3. 「温室効果ガス総排出量」の状況

3.1 算定範囲及び算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量算定の対象施設は、原則として「河合町公共施設等総合管理計画」に記載されているものとし、本計画のすべての対象施設を表3-1に示します。

温室効果ガス総排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定実施マニュアル（算定手法編）」（2022（令和4）年3月）に従い実施します。温室効果ガス排出量は、燃料使用量などの温室効果ガス排出の原因となる活動量に、排出係数（単位当たりの活動量に伴う温室効果ガス排出量）を乗じて算出し、温室効果ガス総排出量は、温室効果ガスの種類ごとに地球温暖化係数を乗じ、合計して算出するものです。

表3-1 本計画の対象施設

担当部	担当課	施設大分類	施設名称
企画部	安心安全推進課	その他	防犯灯
総務部	管財課	行政系施設	河合町役場
		その他	旧河合町立河合第三小学校
福祉部	住民福祉課	保健・福祉施設	河合町心の交流センター
	福祉政策課	保健・福祉施設	河合町立市場老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町立城古老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町立薬井・星和台地区老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町立佐味田老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町立西穴闇老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町立大城世代間交流センター
		保健・福祉施設	河合町立穴闇世代間交流センター
		保健・福祉施設	河合町立西大和地区老人憩の家
		保健・福祉施設	河合町障害福祉センター
	子育て支援課	保健・福祉施設	河合町保健センター
		子育て支援施設	河合町立かがやきの森こども園
	豆山の郷	保健・福祉施設	河合町総合福祉会館「豆山の郷」
環境部	環境整備課	供給処理施設	河合町清掃工場
まちづくり推進部	地域活性課	スポーツ・レクリエーション系施設	ほのぼの農園
		公園	中山田池公園
		公園	高塚台第1公園
		公園	西穴闇児童公園（新）
	住宅課	公営住宅	佐味田住宅（公営住宅）
		公営住宅	泉団地（公営住宅）
		公営住宅	向陽団地（公営住宅）
		公営住宅	旭団地（公営住宅）
		公営住宅	川合団地（公営住宅）
		公営住宅	河合町営住宅（公営住宅）
		公営住宅	八王子住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	シバヤ住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	ゲンジ坂住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	奥池住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	高山住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	上ノ山住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	中住宅（小集落改良住宅）

担当部	担当課	施設大分類	施設名称
まちづくり推進部	住宅課	公営住宅	古池東住宅（小集落改良住宅）
		公営住宅	南山東住宅（小集落改良住宅）
	上下水道課	行政系施設	第2浄水場
		行政系施設	第1配水池
教育委員会事務局	総務課	学校教育系施設	河合町立河合第一小学校
		学校教育系施設	河合町立河合第二小学校
		学校教育系施設	河合町立河合第一中学校
		学校教育系施設	河合町立河合第二中学校
	生涯学習課	文科系施設	河合町中央公民館（旧館）
		文科系施設	河合町中央公民館（新館）
		文科系施設	河合町西大和地区公民館
		文科系施設	河合町南部地区公民館
		文科系施設	河合町料理教室棟
		文科系施設	河合町立文化会館（まほろばホール）
		スポーツ・レクリエーション系施設	河合町立体育館
		スポーツ・レクリエーション系施設	河合町立北体育館
		スポーツ・レクリエーション系施設	釘池公園（町民運動場）
		スポーツ・レクリエーション系施設	河合町総合スポーツ公園

【温室効果ガス総排出量の把握手順】（排出係数については巻末資料-2 参照）

1. 各対象施設の活動量（電力使用量（kWh）、燃料使用量（L）など）を把握する
2. 各対象施設の各活動量に、温室効果ガスの排出係数（ $\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ など）を乗じ、対象施設ごとに各温室効果ガス排出量（ t ）を算出する
3. 2で求めた各対象施設の各温室効果ガス排出量（ t ）に、地球温暖化係数（二酸化炭素：1、メタン：25、一酸化二窒素：298）を乗じ、各対象施設の温室効果ガスを二酸化炭素へ換算する
4. 3で求めた各対象施設の二酸化炭素換算した温室効果ガス排出量（ t-CO_2 ）の、対象施設の全施設を合計し、温室効果ガス総排出量（ t-CO_2 ）を算出する

（例）年間活動量：電気 100,000kWh/年、灯油（ストーブ等）700L/年の施設の場合

$$100,000 (\text{kWh}) \times 0.00035 (\text{t-CO}_2/\text{kWh}) = 35.00 (\text{t-CO}_2) \cdots \textcircled{1}$$

$$700 (\text{L}) \times 0.00000035 (\text{t-CH}_4/\text{L}) = 0.000245 (\text{t-CH}_4) \cdots \textcircled{2}$$

$$700 (\text{L}) \times 0.000000021 (\text{t-N}_2\text{O}/\text{L}) = 0.0000147 (\text{t-N}_2\text{O}) \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} \times 1 + \textcircled{2} \times 25 + \textcircled{3} \times 298 \div 35.01 (\text{t})$$

3.2 温室効果ガス排出量の推移及び内訳

1) 要因別排出量

本町の 2022（令和 4）年度における要因別の温室効果ガス総排出量を表 3-2、排出割合を図 3-2 に示します。2022（令和 4）年度の排出割合をみると非エネルギー起源の排出量の割合が最も多く 54.80%となりました。次いで、電力量からの排出量が 35.01%、都市ガス量からの排出量が 3.85%となっています。また、2022（令和 4）年度の排出量は、2013（平成 25）年度の排出量より 26.6%減少しています。

今回把握した温室効果ガス排出量のうち、電力の使用に起因する温室効果ガス排出量が多くなっており、2022（令和 4）年度における温室効果ガス総排出量では、3 割強が電力の使用によるものでした。このことから、電力に起因する温室効果ガスの削減を進めていくことが重要です。

電力に起因する温室効果ガスの排出量を減らしていくためには、電力使用の抑制のほか、再エネ電力の調達や設備機器の高効率化などが挙げられます。

また、都市ガスの使用に起因する温室効果ガスの排出量についても年々増加傾向にあります。これは学校教育施設のエアコン導入が原因として考えられます。

表 3-2 温室効果ガス排出量の推移及び内訳

分類	項目	温室効果ガス排出量（kg-CO ₂ ）						2022 排出割合
		2013 （平成25） 年度 （基準年度）	2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	電力	1,993,808	1,180,731	1,265,216	541,108	538,186	1,446,989	35.01%
	都市ガス	111,090	77,301	85,826	126,926	132,978	159,137	3.85%
	ガソリン	47,979	54,719	53,146	54,106	51,603	59,836	1.45%
	灯油	422,839	407,362	164,344	115,354	155,789	107,063	2.59%
	軽油	19,552	3,630	4,334	8,643	9,408	12,135	0.29%
	A重油	147,424	197,830	163,413	138,264	119,511	59,620	1.44%
	LPG	40,289	19,578	23,541	16,260	19,529	22,392	0.54%
	小計	2,782,981	1,941,151	1,759,819	1,000,662	1,027,003	1,867,172	45.17%
非エネルギー起源 CO ₂ 排出量	一般廃棄物焼却に伴う排出(CO ₂)	2,851,374	2,486,842	2,563,046	2,491,310	2,358,346	2,265,153	54.80%
	自動車の走行に伴う排出	1,695	1,821	1,719	1,633	1,622	1,909	0.05%
	計①	5,636,051	4,429,813	4,324,584	3,493,605	3,386,972	4,134,234	-
	計②（非エネルギー起源除く）	2,784,677	1,942,971	1,761,537	1,002,295	1,028,626	1,869,081	-
	削減率（計①2013年度比）	-	21.4%	23.3%	38.0%	39.9%	26.6%	-
	削減率（計②2013年度比）	-	30.2%	36.7%	64.0%	63.1%	32.9%	-

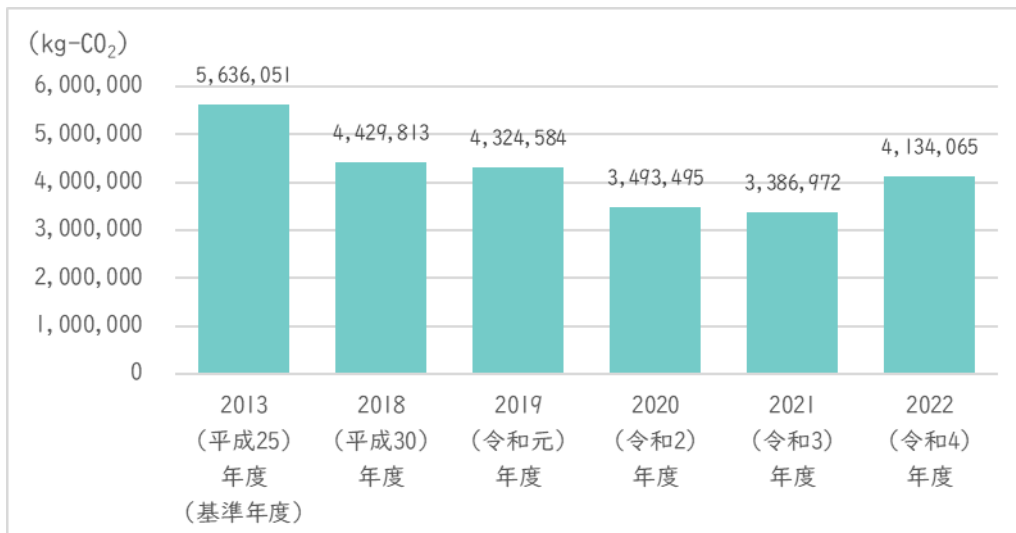


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

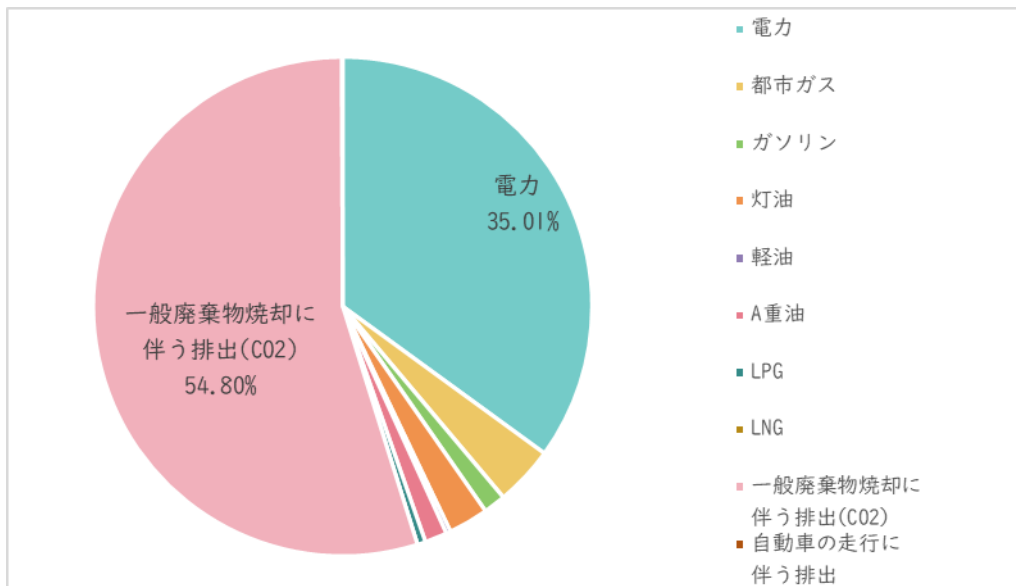


図 3-2 要因別排出割合

2) 施設類型別排出割合

2022（令和4）年度における本町の温室効果ガスを施設類型に分類した排出割合を表3-3、図3-3に示します。

供給処理施設が61.7%で最も多く、次いで学校教育系施設（9.8%）、行政系施設（6.6%）となっています。

今回把握した温室効果ガス排出量のうち、供給処理施設からの温室効果ガス排出量が最も多くなっており、一般廃棄物焼却に伴う排出量を減らすことが温室効果ガス排出量全体の削減に繋がります。ただし、本町では現在、ごみ処理の広域化を進めており、2025（令和7）年には供用開始を予定しています。

表 3-3 施設類型別排出量割合

施設類型	割合 %
供給処理施設	61.7%
学校教育系施設	9.8%
行政系施設	6.6%
保健・福祉施設	6.2%
文化系施設	4.7%
その他	3.1%
子育て支援施設	6.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	1.7%
公営住宅	0.5%
公用車	0.1%

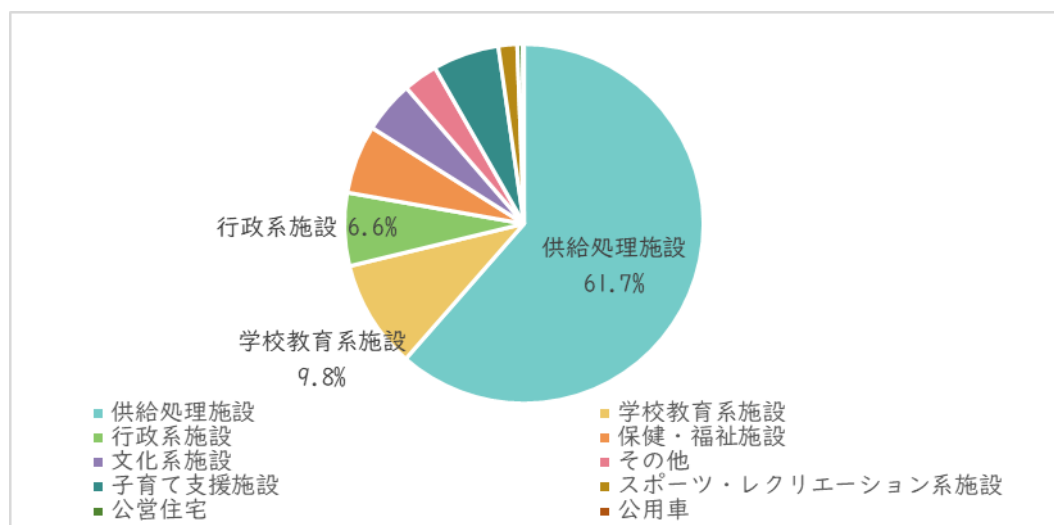


図 3-3 施設類型別排出量割合

4) 組織別排出割合

2022（令和4）年度における本町の温室効果ガスを組織別に分類した排出割合を表 3-4、図 3-4 に示します。

環境部が最も多く 51.2%、次いで教育委員会事務局（18.7%）、総務部（13.9%）となっています。

今回把握した温室効果ガス排出量のうち、環境部からの温室効果ガス排出量が最も多くなっています。施設類型別排出割合で示した供給処理施設は環境部所管となっており、供給処理施設からの排出量に伴い多くなっています。次いで多いのが教育委員会事務局であり、学校教育系施設、文化系施設等の電気量が多いことが要因として考えられます。

表 3-4 組織別排出割合

組織別	割合 %
環境部	51.2%
教育委員会事務局	18.7%
総務部	13.9%
まちづくり推進部	9.0%
福祉部	6.3%
企画部	0.8%
議会事務局	0.0%
ファシリティマネジメント推進室	0.0%

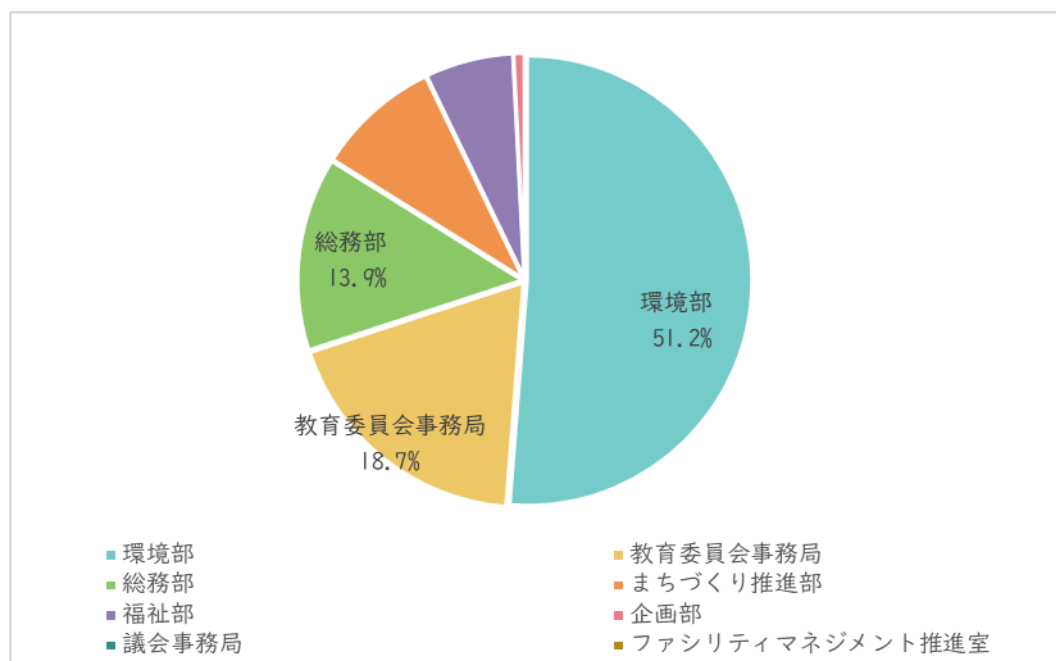


図 3-4 組織別排出割合

4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

4.1 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向けて、省エネルギー活動に積極的に取り組むことや、老朽化した設備・施設を効率のよい最新設備へ更新すること等の対策を行う必要があります。

これらの対策による温室効果ガスの削減を見込み、国の「地球温暖化対策計画」、「政府実行計画」等を勘案し、本計画の目標設定を行います。

4.2 基準年度

本計画の基準年度は、国が示す「地球温暖化対策計画」の基準年度である 2013（平成 25）年度とします。

4.3 数量的な目標

温室効果ガス総排出量の目標について以下のとおりとします。

2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度比で

温室効果ガス総排出量の **75%削減**

（▲4,201,618kg-CO₂）を目指します。

なお、当目標は一般廃棄物の焼却施設が広域化することで、一般廃棄物由来の二酸化炭素が計上されなくなることを前提とした目標値であり、一般廃棄物を除いた施策のみでも 2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度を比で温室効果ガス総排出量の 48%削減を目指します。

本町は第5章記載の内容を実施することにより、表 4-1 のとおり基準年度である 2013（平成 25）年度と比較して 2030（令和 12）年度に温室効果ガス総排出量を 75%削減し、1,434,433kg-CO₂とすることを目指します。

表 4-1 温室効果ガス排出量の目標数値

分類	項目	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)		2022 (令和4) 年度 排出割合	2030 (令和12) 年度 (目標年度)	2022 (令和4) 年度からの 削減目標
		2013 (平成25) 年度 (基準年度)	2022 (令和4) 年度			
エネルギー起源 CO2排出量	電力	1,993,808	1,446,989	35.01%	1,085,242	25%
	都市ガス	111,090	159,137	3.85%	151,180	5%
	ガソリン	47,979	59,836	1.45%	56,844	5%
	灯油	422,839	107,063	2.59%	107,063	0%
	軽油	19,552	12,135	0.29%	10,922	10%
	A重油	147,424	59,620	1.44%	0	100%
	LPG	40,289	22,392	0.54%	21,273	5%
	小計	2,782,981	1,867,172	45.17%	1,432,524	23%
非エネルギー起源 CO2排出量	一般廃棄物焼却に 伴う排出(CO ₂)	2,851,374	2,265,153	54.80%	0	100%
自動車の走行に 伴う排出		1,695	1,909	0.05%	1,909	0%
計①		5,636,051	4,134,234	-	1,434,433	65%
計②（非エネルギー起源除く）		2,784,677	1,869,081	-	1,434,433	23%
削減率（計①2013年度比）		-	27%	-	75%	-
削減率（計②2013年度比）		-	33%	-	48%	-

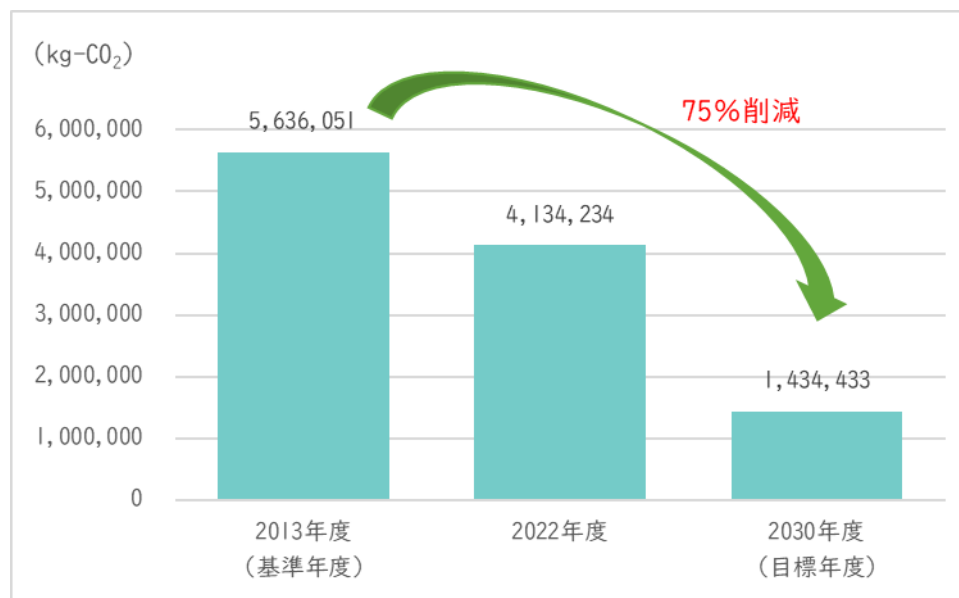


図 4-1 温室効果ガス総排出量の目標

表 4-2 温室効果ガス排出量の目標数値における燃料等使用量の削減目標

項目	単位	2013 (平成25) 年度 (基準年度)	2022 (令和4) 年度	2030 (令和12) 年度 (目標年度)	2030 (令和12) 年度 削減目標量
電気使用料	kWh	3,870,239	3,486,282	2,614,711	871,570
都市ガス	m ³	47,678	68,299	64,884	3,415
ガソリン	L	20,681	25,792	24,502	1,290
灯油	L	169,815	42,997	42,997	0
軽油	L	15,157	9,407	8,466	941
A重油	L	54,400	22,000	0	22,000
LPG	kg	13,430	7,464	7,091	373
廃棄物処理量	t	5,807	4,613	0	4,613
走行距離	km	142,496	250,607	250,607	0

1 kgの温室効果ガスを削減するには、電気に換算すると約 2.86kWh の削減、ガソリンに換算すると約 0.43L の削減が必要です。

温室効果ガス総排出量を毎年 41t-CO₂ 削減すると目標達成ができ、これは電気のみだと約 117,143kWh/年、ガソリンのみだと約 17,672L/年の削減に相当します。

参考：2022（令和4）年度実績 電気：3,486,282 kWh/年、ガソリン：25,792 L/年

※使用した排出係数 電気：0.00042t-CO₂/kWh ガソリン：0.00232t-CO₂/L

5. 目標達成に向けた取組み

5.1 取組みの基本方針

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体は、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するにあたり、「再生可能エネルギーの利用促進」「住民・事業者の活動促進」「地域環境の整備及び改善」「循環型社会の形成」の事項について施策を定めることとされています。

全職員が直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギー化に積極的に取組み、本町のすべての事務及び事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めるとともに、間接的に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組めます。

省エネルギー推進

- ・電力使用量の抑制
- ・公用車の燃料使用量の抑制

省資源化・廃棄物削減

- ・紙類使用の削減
- ・廃棄物の削減

施設の省エネルギー化・再生エネルギーの活用

- ・施設の新築など設備導入の際はエネルギー効率の高い機器を導入
- ・省エネルギー改修・再生可能エネルギーの活用

公共工事における環境への配慮

- ・計画段階から環境への影響を配慮、環境負荷の低減

その他取組みの推進

- ・環境問題に関する情報提供や研修を実施し、職員の意識向上を図る
- ・再生可能エネルギーについて調査し、利用に向け検討

5.2 具体的な取組み内容

表 5-1 温室効果ガス削減のために検討を行う具体的な取組み内容

具体的な取組み		
省エネルギー推進	電力使用量の抑制	長時間離席する場合は OA 機器の電源オフにする
		省エネルギータイプの OA 機器や電化製品を採用する
		長時間使用しない機器の省エネルギーモードの設定を行う
		必要のない機器は廃止する
		残業や休日出勤等の際は、必要最小限の照明を使用する
		不必要な照明は消灯する
		照明の間引きを行う
		退室、退庁時には消灯・空調の電源オフを確認する
		荷物の運搬等の特別な事由がない限り、職員はエレベーター使用を自粛する
		計画的・効率的事務により、時間外勤務を削減し、ノー残業デーを推進する
		空調温度を夏季は 28℃に、冬季は 20℃に設定する
		夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推奨する
		ブラインド等を活用し、空調の効率化に努める
		空調機のフィルターを定期的に清掃する
	抑制 料使用量の 公用車の燃	環境に配慮したエコ・ドライブを実践する
		公共交通機関の利用や相乗りを推進する
		車両の点検・整備を定期的実施する
		不要な貨物の積載を抑制し、経済的運行ルートを選択する
省資源化・廃棄物削減	紙類使用の削減	ミспリントを防止する
		両面印刷、両面コピーを徹底する
		裏紙の使用を推奨する
		2 アップ機能や縮小機能を活用することで枚数削減等に努める
		文書や資料は簡素化し、共有化することで枚数削減に努める
		刊行物の作成部数の適正化に努める
		個人保有の資料・書類を削減し、ファイルやデータによる共有化をはかる
		使用済み封筒を再利用する
	廃棄物の削減	資源リサイクル推進のため分別を徹底する
		使い捨ての製品の購入を自粛し、詰め替えやリサイクル可能な文具等を使用する
		必要性を十分に考慮し、適正な数量の調達に努める
		トナーカートリッジを再利用する
		マイボトルの使用を推奨する

具体的な取り組み		
施設 の 省 エ ネ ル ギ ー の 活 用	配 慮	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を目指す
		断熱性にすぐれた窓ガラス等を導入する
		公共施設の新築・改築時には、ＬＥＤ照明を標準設置する
		既存の庁舎等公共施設、防犯灯などのＬＥＤ照明化を計画的に推進する
		設備更新の際は、省エネルギー型、高効率型機器の導入を目指す
		公用車には、電気自動車、ハイブリッドカー、低燃費車の導入を目指す
配 慮	公 共 工 事 に お け る 環 境 へ の	工事材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用
		建設機械は、排出ガス対策型を使用
		建設残土等副産物の発生抑制と有効利用
		再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の建設副産物を再利用
		アスファルト及びコンクリート塊のリサイクル
推 進	取 組 の そ 他	地域における環境保全活動や環境関連イベントに積極的に参加する
		町の取組みや情報をホームページ等を活用し、積極的に発信、提供を行う
		国や県、企業等は発信する環境関連情報の収集に努める

6. 計画の進捗管理の仕組み

本章に記載する仕組みについては、今後の状況等に応じて柔軟かつ効果的に機能させていくもので、その仕組みづくりについても引き続き検討し、効率的で実効性のある進捗管理を行います。

6.1 推進体制

本計画の確実な実施、運用をはかるため、図 6-1 のとおり、「河合町地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制」を構築し、様々な業務を継続的に改善する手法による取組みの推進、計画の進捗管理を行います。本計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

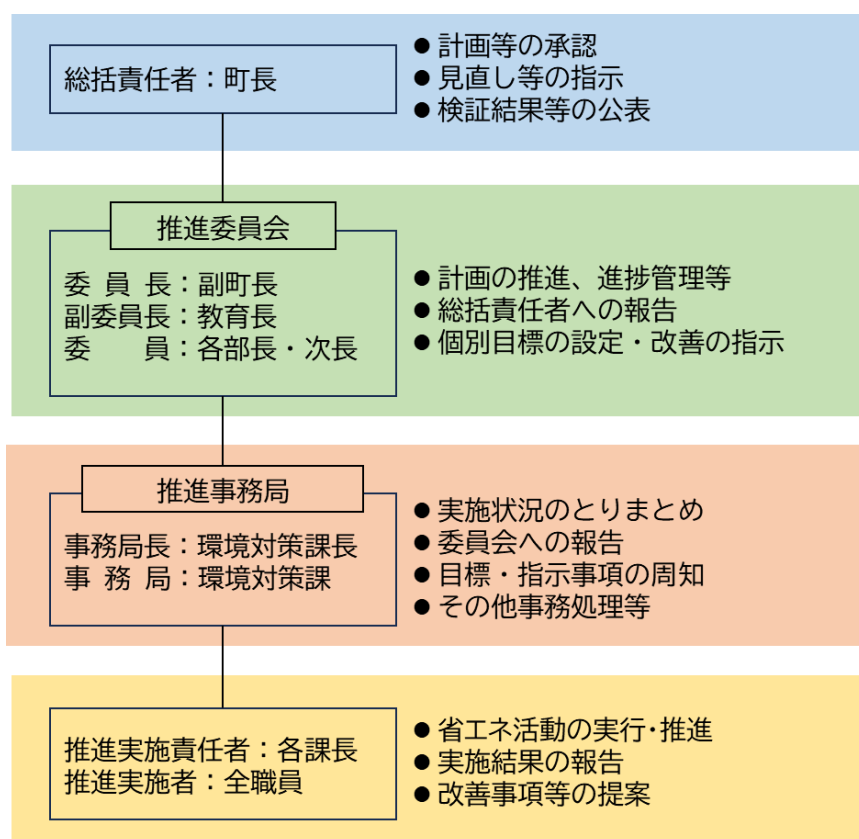


図 6-1 河合町地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制

6.2 進捗管理

本計画で定められた様々な取組みを着実に進め、継続的な改善を図っていくため、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。P D C Aサイクルを図 6-2 に示します。

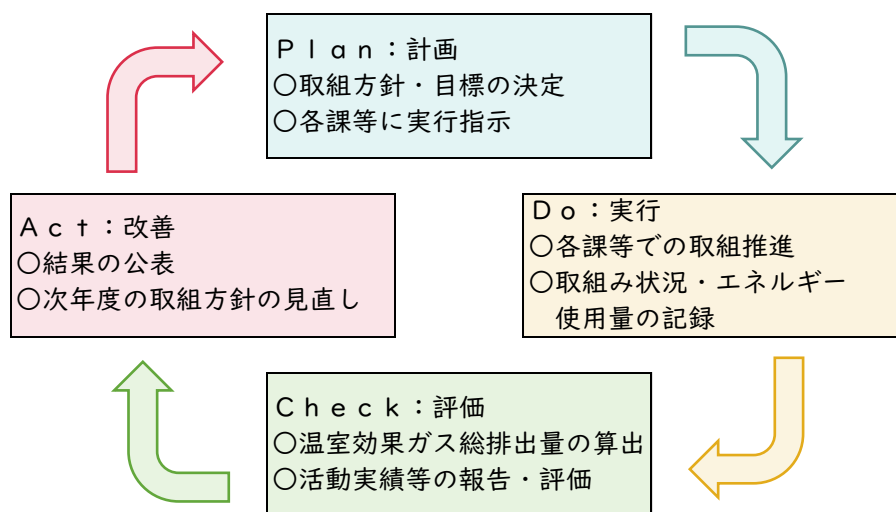


図 6-2 P D C Aサイクル

1) 進捗管理手法

実施責任者（各課長）は、事務局へ定期的に計画の推進状況、実施する取組内容、実施結果等を報告します。

推進事務局はその報告を受け、計画の進捗状況の把握及び計画の推進に努めるとともに、年間の温室効果ガス排出量や削減目標の達成状況等を推進委員会へ報告します。

推進委員会は、報告に基づき、計画の推進状況について評価し、承認・見直し・改善等の指示を行うとともに、次年度の取組方針を決定します。

総括責任者は、推進委員会（取組方針）からの報告に基づき、継続的な見直し・改善、取組事項の決定・指示等を行い、計画を推進します。

2) 進捗管理項目

推進事務局は、計画の進捗管理を適切に行うため、次の項目について管理します。

- ① 公共施設から排出される温室効果ガスの排出量
- ② 本町の取組みの実施状況

6.3 公表

温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況等について、本町のホームページ等で公表します。

資 料 編

あ行

【一酸化二窒素 (N_2O)】

常温常圧では無色の気体で、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。物の燃焼や窒素肥料の施肥等が発生原因である。

二酸化炭素、メタン等とともに代表的な温室効果ガスのひとつであり、温室効果の強さは二酸化炭素の約 300 倍である。

【ウォームビズ】

暖房時の室温を 20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組みのこと。暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、二酸化炭素の発生を削減し地球温暖化を防止することが目的である。

【エコ・ドライブ】

燃料の消費を抑制し排気ガスの排出を抑えるために、最適な運転操作を行うことをいう。

急発進・急加速・急停止の自粛、アイドリングストップの励行、エンジンプレーキの活用等がある。

【エコマーク】

環境負荷が少なく、環境保全に役立つ商品に付けられるマークのことで、消費者が商品を購入するときの目安となる。

【LED照明】

電圧をかけると発光する半導体を利用した照明をいう。

白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が少なく寿命が長いことが特長で、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減において、白熱電球や蛍光灯に置き換わる存在となっている。

【温室効果ガス】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地球を暖める働きのある大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスのことを指す。温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれており、仮に温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温は-19℃になるといわれている。

「京都議定書」では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められ、のちに三ふっ化窒素が追加された。

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源をいい、人間活動に必要なエネルギーの約 85 %は化石燃料から得ているといわれている。

化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せること等から、人間活動に欠かせないものとなっているが、その燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性や環境問題解決の観点から、使用量を削減し化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

【環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）】

人類共通の課題である地球環境の保全と、持続可能な開発の実現のための具体的な方策を得ることを目的としてリオデジャネイロで開催され、「気候変動枠組条約」への署名が開始された国際的な会議。

【環境負荷】

産業活動や各種製品の使用等により環境に与えるマイナスの影響を指し、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加等）と自然的に発生するもの（気象、地震、火山等）がある。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境基本法では「環境への負荷」と呼ぶ。

【気候変動適応法】

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていることから、被害の防止又は軽減その他生活の安定を目的とする法律で、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化している。この法に基づいて「気候変動適応計画」が策定される。

【気候変動に関する政府間パネル（IPCC）】

1988（昭和 63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2022（令和 4）年 3 月時点における参加国と地域は 195 となっている。各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎をあたえることが IPCC の目的であり、IPCC が作成する報告書は現在「第 6 次評価報告書（AR6）」が作成されている。

【京都議定書】

1997（平成 9）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された気候変動枠組条約の議定書をいう。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。2005（平成 17）年 2 月に発効し、アメリカは批准していない。

【クールビズ】

過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組みのこと。適切な温度での空調使用と各自の判断による快適で働きやすい軽装に取り組むことで、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ・省CO₂を図る。

さ行

【再生可能エネルギー】

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいう。有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

【三ふっ化窒素 (NF₃)】

窒素とふっ素からなるフロンの中で、半導体の製造過程においてエッチング液として使用されている。近年、使用が増加傾向にある強力な温室効果ガスである。本計画では「温室効果ガス総排出量」の算定対象外。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念を指す。「循環型社会形成推進基本法」では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に廃棄物については資源として適正に利用し、最後に利用ができないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と規定している。

た行

【地球温暖化係数】

二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことで、二酸化炭素に比べメタンは約 25 倍、一酸化二窒素は約 298 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされている。

【地球温暖化対策計画】

「パリ協定」や日本の約束草案※を踏まえて、「地球温暖化対策推進法」第 8 条に基づき策定された計画をいう。

この計画で温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度までに 46% 削減することが目標とされている。

※2015（平成 27）年 7 月に地球温暖化対策推進本部において決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した、2020（令和 2）年以降の新たな日本の温室効果ガス削減目標のこと（2013（平成 25）年度比で 26.0%減（2005（平成 17）年度比で 25.4%減））

【地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）】

1997（平成 9）年の「京都議定書」の採択を受けて、1998（平成 10）年に策定・公布された法律で、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。

「地球温暖化対策計画」を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることとしている。

な行

【二酸化炭素（CO₂）】

常温常圧では無色、無臭の気体で、石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素を含む燃料の燃焼に伴って発生する。

大気中の濃度は産業革命以前 280ppm 程度であったが、それ以降は年々増加し、2015（平成 27）年には 400ppm にまで達した。

は行

【ハイドロフルオロカーボン（HFC）】

オゾン層を破壊しないことから、代替フロンとして 1991（平成 3）年ごろから使用され始めた化学物質。オゾン層の破壊の原因とはならないが、一方で強い温室効果があり、「京都議定書」で削減対象とされた温室効果ガスのひとつである。本計画では「温室効果ガス総排出量」の算定対象外。

【パーフルオロカーボン（PFC）】

1980 年代から半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質であり、近年使用量が増加している。「京都議定書」で削減対象とされた温室効果ガスのひとつである。ほかのフロン類とは違って、冷媒や発泡剤としては使われない。本計画では「温室効果ガス総排出量」の算定対象外。

【パリ協定】

2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）で採択された、2020（令和 2）年以降の温暖化対策の新たな国際的な枠組みである。産業革命から今世紀末までの平均気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満になるよう努力する等の数値目標が定められた。

【PDCAサイクル】

P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（改善）の 4 段階を繰り返すことにより、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図るための考え方をいう。

ま行

【メタン（CH₄）】

有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程等から発生する無色の可燃性気体で、温室効果ガスのうち、原因の約 6 割を占める二酸化炭素に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。

単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 25 倍と大きく、回収しエネルギー源として利用するための研究が続けられている。

ら行

【六ふっ化硫黄（SF₆）】

1960 年代から電気及び電子機器の分野で絶縁材等として広く使用されている化学物質であり、使用量はそれほど多くないが、新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。「京都議定書」で削減対象とされた温室効果ガスのひとつであり、地球温暖化係数は、二酸化炭素の 22,800 倍で温室効果ガスの中では最も高い。本計画では「温室効果ガス総排出量」の算定対象外。

巻末資料-2 排出係数一覧

【二酸化炭素】

項目	単位	2013 年度 (平成 25)	2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (令和元)	2020 年度 (令和 2)	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)
電気 (A 社)	kg-CO ₂ /kWh	0.516	0.352	0.34	0.362	0.299	0.42
電気 (B 社)	kg-CO ₂ /kWh	-	-	-	0.018	0.025	-

項目	単位	排出係数
都市ガス	t-CO ₂ /Nm ³	0.00223
プロパンガス	t-CO ₂ /kg	0.003
ガソリン	t-CO ₂ /L	0.00232
軽油	t-CO ₂ /L	0.00258
灯油	t-CO ₂ /L	0.00249
A 重油	t-CO ₂ /L	0.00271

【メタン】

項目	単位	排出係数
灯油	t-CH ₄ /L	0.00000035

【一酸化二窒素】

項目	単位	排出係数
灯油	t-N ₂ O/L	0.000000021

参考：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル

電気事業者別排出係数の公表について（環境省）

巻末資料-3 主な活動に対する排出ガスの種類

調査項目	排出ガスの種類
燃料の使用※1	都市ガス
	プロパンガス
	ガソリン
	軽油
	灯油
	A 重油
電気の使用	電気
家庭用機器における燃料の使用※2	灯油
	メタン・一酸化二窒素

※1 ガソリン、軽油等を自動車用の燃料としての使用

※2 家庭用コンロ、瞬間湯沸器、ストーブ、ファンヒーター等への使用

巻末資料-4 温室効果ガス削減対策と削減効果の一例

対策	1 年間の CO ₂ 削減効果	備考・前提
高効率給湯器の導入	525.6 kg-CO ₂ /台	ヒートポンプ式給湯器
冷蔵庫の買い替え	107.8 kg-CO ₂ /台	平均買替え年数前の製品から、「しんきゅうさん（環境省）」の省エネランキング 1 位の製品に買い替えた場合
エアコンの買い替え	69.8 kg-CO ₂ /台	同上
次世代自動車の購入	610.3 kg-CO ₂ /台	ガソリン車の代わりに次世代自動車（FCV, EV, PHEV, HV）を利用
ふんわりアクセル「e スタート」の実施	194.0 kg-CO ₂ /台	5 秒間で 20km/h 程度に加速した場合
アイドリングストップの実施	40.2 kg-CO ₂ /人	年間 10,000km、5 秒間の停止を 30km ごとに 4 分間の割合で行った場合
近距離通勤を自転車・徒歩通勤	161.6 kg-CO ₂ /人	通勤距離 5km 以下の自動車通勤者が自転車・徒歩通勤に切り替えた場合
5km 以上の通勤を月 1 日は公共交通機関利用	35.1 kg-CO ₂ /人	-
テレワークで移動自体を削減	840.3 kg-CO ₂ /人	自動車通勤者がテレワークを実施した場合
クールビズ	5.6 kg-CO ₂ /人	軽装等によりエアコンの設定温度を 2℃ 高くしたとして試算
ウォームビズ	2.7 kg-CO ₂ /人	暖かい服装等によりエアコンの設定温度を 3℃ 低くしたとして試算
節水	6.6 kg-CO ₂ /m ³	45℃のお湯を流す時間を 1 分短縮し、4.38 m ³ 節水した場合
使用しない間はパソコンの電源を切る	15.4 kg-CO ₂ /台	デスクトップ型パソコンで 1 日 1 時間利用時間を短縮した場合
排出係数の改善	2030（令和 12）年度に 0.00025 t-CO ₂	政府が示す 2030(令和 12)年度の全電源平均の電力排出係数

出典：『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの 10 年後』の関連資料（環境省）

省エネポータルサイト（経済産業省）

2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（経済産業省）

巻末資料-5 地球温暖化に関する世界、国、奈良県、河合町の動向

年	世界	国	奈良県	河合町
1990 年 (平成 2 年)		「地球温暖化防止 行動計画」策定		
1992 年 (平成 4 年)	「気候変動枠組 条約」採択			
1993 年 (平成 5 年)		「環境基本法」 施行		
1996 年 (平成 8 年)			「奈良県環境総合 計画」策定	
1997 年 (平成 9 年)	「京都議定書」 採択			
2001 年 (平成 13 年)		「地球温暖化対策 推進法」施行	「奈良県庁ストッ プ温暖化実行計 画」策定	
2011 年 (平成 23 年)				「第 1 次河合町地 球温暖化対策実 行計画」策定
2013 年 (平成 25 年)			「奈良県エネルギ ービジョン」策定	
2014 年 (平成 26 年)	IPCC 第 5 次 評価報告書公表			
2015 年 (平成 27 年)	「パリ協定」採択			
2016 年 (平成 28 年)		「地球温暖化対策 計画」閣議決定		
2018 年 (平成 30 年)		「気候変動適応 法」施行		
2021 年 (令和 3 年)	IPCC 第 6 次 評価報告書公表	「地球温暖化対策 推進法」一部改正	「奈良県庁ストッ プ温暖化実行計画 (第 5 次)」、「奈 良県環境総合計画 (2021-2025)」策 定 「第 4 次奈良県エネ ルギービジョン」 策定	
2022 年 (令和 4 年)				
2024 年 (令和 6 年)				「第 2 次河合町地 球温暖化対策実 行計画(事務事業編) 策定